

誰もが生きがいを持てる 市民自治の地域づくり



■ まちを好きな人が多いと、まちは良くなる!

みなさんのまちづくりへの積極的な参加を応援し、
共に創りあげる地域社会をめざします。

川崎の未来に向けた第2ステージ!

.....
市民の皆さんとともに、もっともっと住みやすいまちへ。



基本政策 5

誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

- 「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。
- 地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

政策の体系

基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策の方向性

- 急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。
- このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。
- また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。
- さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)(2015)	現状 (H28)(2016)	目標 (H37)(2025)
町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合 (市民アンケート)	30.3%	25.3%	40%以上
市政に対する市民の意見や要望を伝える機会や手段が整えられていると思う市民の割合 (市民アンケート)	18.1%	22.5%	25%以上

施策の体系

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化



施策 1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり



第 1 期の主な取組状況

- 市民、地域の団体、企業、大学や自治体など、多様な主体との協働・連携による取組を進めていくためのしくみづくりや地域人材の発掘・育成、地域における課題解決の取組への支援などを進めています。
- 協働・連携ポータルサイト「つながつど KAWASAKI」を平成 29（2017）年 5 月に立ち上げ、地域活動やボランティア活動などについて、イベント・講座、サークル案内、ソーシャルビジネス等さまざまな関わり方に応じた幅広い情報を発信し、多様な主体を公共的な活動につなげていくための取組を推進しています。
- 町内会・自治会について、自発的な加入や活動への参加促進のほか、自主的な設立に向けた支援を行っています。また、「かわさき市民活動センター」と連携した市民活動のトータルサポートや、NPO 法人に対するスタッフ養成講座の開催、寄付月間キャンペーンにおける市民向け広報の実施など、地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民の主体的な活動を支援しています。
- 市民と行政が将来ビジョンや新しいコミュニティの姿を共有しながら、これまでの取組を踏まえつつ、区民会議やまちづくり推進組織といった既存のしくみの見直しに向けて、市民活動支援施策やコミュニティ施策などを全体的な視点により整理・再構築する検討を進めています。
- 都市によって異なる課題を効果的に解決するためには、市民に近い基礎自治体が、地域のニーズに応じた施策を実行するための権限や財源を確保することにより、自主的・自立的なまちづくりを進める必要があることから、国や県への働きかけを継続的に行うなど、地方分権改革の取組を進めています。



施策の主な課題

- 多彩な経験を持った高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっているとともに、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業など、公共領域の新たな担い手が増えていることから、地域課題や社会的課題の効果的な解決に向けて、地域人材の発掘、育成、支援などをさらに進め、市民をはじめとした多様な主体と協働・連携した市政運営や地域づくりを進めることが求められています。
- 川崎市市民自治財団やかわさき市民活動センターのほか、区における中間支援機能を強化することにより、地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民が主体的に進める活動の支援に向けた取組を検討していく必要があります。



施策の方向性

- 「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の検討と推進
- 地域と多様な主体をつなぐ中間支援組織の機能強化
- 新たな地域課題解決の担い手の発掘と市民活動促進に向けた支援の推進



直接目標

多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)	19.8 % (平成27 (2015) 年度)	15.3 % (平成28 (2016) 年度)	21 %以上 (平成29 (2017) 年度)	23 %以上 (平成33 (2021) 年度)	25 %以上 (平成37 (2025) 年度)
町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	63.8 % (平成27 (2015) 年度)	63.2 % (平成28 (2016) 年度)	64 %以上 (平成29 (2017) 年度)	64 %以上 (平成33 (2021) 年度)	64 %以上 (平成37 (2025) 年度)
市内認定・条例指定 N P O 法人数 (市民文化局調べ)	8 団体 (平成26 (2014) 年度)	9 団体 (平成28 (2016) 年度)	14 団体以上 (平成29 (2017) 年度)	22 団体以上 (平成33 (2021) 年度)	30 団体以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
多様な主体による協働・連携推進事業 多様な主体が地域課題解決に向けて取り組むよう必要な環境を整備するとともに、多様な主体との協働・連携の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ施策の再構築に向けた取組の推進 ・検討方針策定 (H29) ・これまでの取組の検証 (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の策定 ・附属機関の設置 ・市民参加手法による地域課題の解決に向けた新たなしくみの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の取組の推進 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域人材の担い手拡充に向けた取組の実施 ○プロボノワーカー（仕事で培った経験やスキルを活かしたボランティア活動を行う人）と市民活動団体等とのマッチング事業 ・モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング事業の実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●協働・連携ポータルサイト「つなぐと KAWASAKI」の運用 ○ICTを活用した地域活動やボランティア活動への参加の支援 ・サイトの構築 (H28) ・運用開始 (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイトを活用した支援 ・運用状況、検討結果に応じた機能拡充 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●企業、大学、他自治体など多様な主体との協働・連携の取組 ○それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組 ・協定締結数： 企業：269件 大学：65件 ※H29.8現在 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				



協働・連携ポータルサイト「つなぐと KAWASAKI」



町内会関係者による子どもの見守り活動

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
市民活動支援事業 市民が行う自由な社会貢献活動である市民活動を活性化させるため、市民活動における中間支援機能を強化する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内のさまざまな市民活動支援施策の情報共有・連携強化 ・これまでの取組の検証(H29) ・市内のさまざまな市民活動の中間支援組織のネットワーク化 ・支援メニューの検討 ・コーディネート機能の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・区における中間支援機能の検討 ・「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の取組の推進 ・検討結果を踏まえた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき市民活動センター」の機能強化の推進 ○市民活動における全市・全領域の中間支援組織としての機能の見直しに向けた取組 ・機能の検討 ・支援メニューの開発 ・中間支援組織のネットワーク化 ・コーディネート機能の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の取組の推進 ・検討結果を踏まえた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の取組の推進 ・検討結果を踏まえた取組の推進 	事業推進
	H28施設等利用団体数：5,715団体	施設等利用団体数：6,100団体以上	施設等利用団体数：6,200団体以上	施設等利用団体数：6,300団体以上	施設等利用団体数：6,400団体以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動中の事故に対する「市民活動（ボランティア活動）補償制度」の実施 ・制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				
NPO法人活動促進事業 NPO法人（特定非営利活動法人）活動の発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人の設立認証、情報公開、監督等の実施 ○NPO法人設立事務説明会、出張相談会の実施 ・制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用 ○審査会からの今後の運用の方向性に関する諮問・答申に基づく運用 ・制度の運用 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○認定・条例指定制度説明会の開催 ・説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人運営の基盤整備・強化に向けたサポート ○かわさき市民活動センターなど中間支援組織と連携した支援等 ・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家による個別相談等の運営基盤強化に向けた取組の実施 ・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●市民による相互支援や寄付文化の醸成 ○企業、市民とNPO法人の連携を促進するフォーラム等の開催 ・フォーラム等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的なキャンペーンである寄付月間にあわせた取組の実施 ・理解促進に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 				
地方分権改革推進事業 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、分権型社会の実現に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに向けた「提案募集方式」の活用 ・提案募集方式の活用に向けた検討・調整、他都市等と連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案募集方式を活用した権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに関する取組の推進 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●地方分権一括法等による制度改正への対応 ・第6次及び第7次一括法の成立に伴う対応に向けた検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな法律等の成立に伴う制度改正への的確な対応 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●県市間の適切な役割分担に向けた検討・調整 ・事務処理特例制度等による検討及び県との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲に向けた検討及び県との協議の推進 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな大都市制度の創設や税財政制度の見直しに係る国等への要請 ・九都県市首脳会議、指定都市市長会等を通じた国等への要請活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等への要請活動の実施 				

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価



施策 2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進



第 1 期の主な取組状況

- 市民の声が行政にしっかりと伝わるような身近な市政を推進するため、市政に対する市民の意識を把握するための「市民アンケート」、団体参加型やテーマ設定型等の多様な開催手法による「区民車座集会」や「市長への手紙」など、効果的に市民の声を集め、市の施策に反映させる取組を進めています。
- 市民に市の取組をしっかりと知っていただくために、リニューアルした「市政だより」（平成 28（2016）年全国広報コンクール総務大臣賞を受賞）やホームページ、テレビ、ラジオ等のさまざまなメディアを活用するなど、市民にとって必要な市政情報を、わかりやすく親しみやすい内容しながら発信しています。
- 市政の透明性を確保するため、行政情報を積極的に開示するとともに、公文書等の行政情報を的確に保存・管理し、活用しています。



区民車座集会の様子



かわさき市政だより



施策の主な課題

- 広報については、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、市の施策や取組等の情報を積極的に、より分かりやすく、かつ伝わるように発信するとともに、広聴については、市民の市政に対する意見や生活意識等を多面的に調査・収集し、積極的に市政運営や政策立案の参考とする必要があります。
- 個人情報保護については、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が改正されたことで個人情報の適正な管理への対応を進める必要があります。



施策の方向性

- 市民のさまざまな「声」の個別・集団・調査広聴などの手段を用いた戦略的な収集と、市民意見の市政運営や政策立案への一層の活用の推進
- 『伝える広報』から『伝わる広報』への転換による職員の広報に対する意識の醸成や広報媒体・手法の強化・充実
- 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえた個人情報の適正な管理の推進



直接目標

● 市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
コンタクトセンター内サンキューコール かわさきの応対満足度 ※5点満点 (総務企画局調べ)	4.9 点 (平成27 (2015) 年度)	4.9 点 (平成28 (2016) 年度)	4.9 点以上 (平成29 (2017) 年度)	4.9 点以上 (平成33 (2021) 年度)	4.9 点以上 (平成37 (2025) 年度)
必要な市政情報を得ることができ ていると思う人の割合 (市民アンケート)	37.5 % (平成27 (2015) 年度)	39.9 % (平成28 (2016) 年度)	39 %以上 (平成29 (2017) 年度)	42 %以上 (平成33 (2021) 年度)	45 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
広聴等事務 市民との直接対話や、手紙、FAX、メールなどの身近な手段により、市政に対する声を広く収集します。 また、市政に対する市民の意識を調査するため、市民アンケートを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市長と区民等との直接対話を通して、その声を市政運営に反映するための「区民車座集會」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・団体参加型やテーマ設定型などさまざまな手法による開催 区民車座集會開催数：月1回程度 ●市民から寄せられた声を貴重な情報として市政運営に反映するための「市長への手紙」の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> H28 受理件数：2,367件 継続実施 ●市政に対する市民のさまざまな声を把握するための「市民アンケート」による幅広い市民意見の聴取 <ul style="list-style-type: none"> ○市民アンケートによる市民意見の聴取 ・アンケートの実施 継続実施 ○戦略的な市民アンケート手法の構築に向けた取組の推進 ・アンケート手法の検討 ・戦略的な手法の検証及び取組の推進 ●市民ニーズの的確な把握に向けた職員の意識や能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を収集・分析し、政策立案に活かす取組の推進 ・広聴業務に携わる職員のスキルアップや全庁的な人材育成に向けたサポート体制の検討 ・広聴に関する研修の実施 研修達成度：80%以上 	区民車座集會開催数：月1回程度	区民車座集會開催数：月1回程度	区民車座集會開催数：月1回程度	区民車座集會開催数：月1回程度	事業推進
コンタクトセンター運営事業 コンタクトセンターで受け付けた案件に迅速、親切、的確に対応し、可能な限り回答することにより、市民の利便性と満足度の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンタクトセンターを適切に運用し、利用者の更なる利便性及び満足度の向上を図るための取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市政に関する問合せ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」の運用 ・本庁舎代表電話交換業務 ・各区役所・支所代表電話交換業務 	継続実施				事業推進
区相談事業 各区に相談窓口を設け、日常的な悩みごとから、法律的な専門相談まで問題解決の助言等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民生活・市政等相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○区民からの日常的な悩みごとに関する相談への助言、適切な窓口の紹介などの実施 ・相談の実施 継続実施 ●弁護士や司法書士等による法律、土地・建物の登記などの相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談の実施 継続実施 	継続実施				事業推進



事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
広報事業 市の制度や施策から暮らしに関する手続、イベントや本市の魅力に関する情報まで、あらゆる広報媒体を活用しながら、市政に関するさまざまな情報を市民にわかりやすく、効果的に伝えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「市政だより」をわかりやすいと感じるための取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・全国広報コンクール総務大臣賞(H28) ・県広報コンクール最優秀賞(H28) ●市ホームページによる市政情報・本市の魅力に関する情報発信 <ul style="list-style-type: none"> H28 月平均閲覧回数：5,084,635回 ●情報プラザの運営や広報コーナー、広報掲示板の活用による市の制度・施策の積極的な広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○情報プラザ等を活用した広報活動の推進 ・広報活動の実施 ○情報プラザの新本庁舎移転に向けた検討 ●広報出版物等の発行による市政情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「かわさきノート」の発行(H28) ・市民便利帳「かわさき生活ガイド」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙面の更なる充実など「市政だより」をわかりやすいと感じるための取組の推進 月平均閲覧回数：5,177,000回以上 ・レスポンスウェブデザインへの対応の実施 継続実施 ・移転に向けた検討の実施 ・広報出版物を活用した効果的な取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 月平均閲覧回数：5,224,000回以上 ・検討結果に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 月平均閲覧回数：5,271,000回以上 	<ul style="list-style-type: none"> 月平均閲覧回数：5,313,000回以上 	情報プラザの新本庁舎への移転予定(H34)(2022)
放送事業 テレビ、ラジオ等のメディアを活用して、市政等に関する情報をタイムリーかつ積極的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ・ラジオによる広報番組の放送等を活用した、分かりやすく、親しみやすい情報のタイムリーな発信 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオを活用した市広報番組の制作・放送 ●市内唯一のコミュニティ放送局である「かわさきエフエム」の認知度向上及び経営改善支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報及び安全安心情報の発信 ・経営改善支援 ●J R川崎駅の大規模映像装置(大型サイネージ)による市政情報等の放映 <ul style="list-style-type: none"> ・動画を使った効果的な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 継続実施 				事業推進
情報公開推進事務 市民の知る権利を保障し、開かれた市政を実現することを目的として、総合的な情報公開制度の運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●法改正を踏まえた個人情報保護制度の検討及び対応 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の検討及び対応 ●統合的情報公開制度の的確な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の的確な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく取組の推進 継続実施 				事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化



第 1 期の主な取組状況

- 平成 28（2016）年度に「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、区における課題解決を図るため、市民が共に支え合う地域づくりのしくみに関して調査審議を行い、提言に基づく検討を進めています。
- 共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービスを提供していくため、身近な行政機関である区役所、支所、出張所等の機能の見直しに向けた検討を進めています。
- J R川崎駅北口通路に、外国人も含めた多様な利用者に川崎の魅力を伝える観光案内・魅力発信の拠点と、証明書発行や市バス乗車券発売などの身近な行政サービスを便利で快適に提供する複合施設として「川崎駅北口行政サービス施設（かわさき きたテラス）」を平成 30（2018）年 2 月 17 日（土）の開設をめざし整備しています。



施策の主な課題

- 都市化の進展に伴い、地域や近隣住民とのつながりを感じにくく関係が希薄化する中、少子高齢化社会を支えるしくみとなる地域包括ケアシステムの土台づくりとして、地域における互助活動を促進する取組が進められています。このような状況を踏まえ、これからの時代に求められる新しいコミュニティの形成を促進し、地域の課題を解決する新たなしくみが求められています。
- 地域の課題が複雑化・多様化している状況の中で、身近な行政機関としての区役所等には、これまで担ってきた行政サービスを迅速かつ効率的に提供することに加え、地域の実情に応じたきめ細やかな相談支援や市民の主体的な取組を促す役割が求められることから、その機能の見直しに向けた検討を進める必要があります。



施策の方向性

- コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す役割を踏まえた区役所機能の更なる強化
- 利便性が高く分かりやすい窓口サービスの提供とマイナンバー制度の普及促進
- 区役所等庁舎の効率的・効果的な整備・長寿命化への対応



川崎駅北口行政サービス施設（かわさき きたテラス） 内観イメージ



職員育成研修でのワークショップ



総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



直接目標

● 市民満足度の高い区役所サービスを提供する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
区役所利用者のサービス満足度 (市民文化局調べ)	97.1 % (平成27 (2015) 年度)	96.9 % (平成28 (2016) 年度)	98.0 % 以上 (平成29 (2017) 年度)	98.0 % 以上 (平成33 (2021) 年度)	98.0 % 以上 (平成37 (2025) 年度)
個人番号カード交付率 (市民文化局調べ)	平成28 (2016) 年 1月から交付開始	10 % (平成28 (2016) 年度)	7 % 以上 (平成29 (2017) 年度)	20 % 以上 (平成33 (2021) 年度)	26 % 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
区役所改革推進事業 区役所では、地域課題の解決に向けて、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを進めるとともに、市民の主体的な活動を促進する取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「区役所改革の基本方針」に基づく取組の推進 ○市民感覚・現場起点による継続的な区役所サービス向上の推進 ・サービス向上の推進 → 継続実施 → 事業推進 ○地域課題の検討・解決に向けたアクションができる職員育成研修の実施 ・人材の育成や地域の課題の検討のため職員研修の開催 → 継続実施 → ○上記研修成果を踏まえた川崎らしい地域づくりプロジェクトの企画・実施 ・プロジェクトの企画・実施 → 継続実施 → 					
	<ul style="list-style-type: none"> ●「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づく取組の推進 ○区役所、支所・出張所等を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しの実施 ・実施方針の改定 (H29) → 支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討 → 機能・体制の再編・強化に関する方針の検討・策定 → ・証明書発行のあり方の検討 → あり方に関する方針等の検討・策定 → 方針に基づく取組の推進 → ・支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討・順次実施 → 					
区役所サービス向上事業 市民の満足度が高い区役所をめざしてサービス向上の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の声を踏まえた区役所サービス向上の取組の推進 ○区役所サービス向上指針評価・研修の実施 ・サービス向上の取組 → 継続実施 → 事業推進 ○第2・4土曜日の区役所窓口開設の実施 ・窓口開設の実施 → 継続実施 → ○混雑期の臨時窓口開設の実施 ・窓口開設の実施 → 継続実施 → 					

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
戸籍住民サービス事業 マイナンバーカードの普及や、市民の利便性を踏まえながら、戸籍、住民票など証明書を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務等の迅速かつ的確な提供 ・的確な事務提供 継続実施 ○麻生区役所分庁舎での証明書等郵送交付の実施 ・郵送交付の実施 継続実施 					事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー（個人番号）カードの普及促進等による利便性向上 ○マイナンバーカードの普及促進 ・普及促進等 継続実施 ○コンビニエンスストアでの戸籍・住民票等の証明書の自動交付 ・自動交付の実施 継続実施 					
	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所事務サービスシステムの更改 ○区役所事務サービスシステムの新システムへの移行 ・更改に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムへの移行に向けた分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムへの移行に向けた仕様等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムの開発、導入 ・運用開始 	
	各区役所での「地域課題対応事業」の取組については、区計画に掲載しています。					
地域課題対応事業 各区役所が主体となって、区民の参加と協働により地域の身近な課題解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区役所が主体となった地域の身近な課題解決に向けた事業の実施 ○区民の参加と協働による地域の身近な課題の解決に向けた事業の企画・実施 H29事業数： 継続実施 292事業 					事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●各区の魅力ある地域資源を活かした区づくりの推進 ○魅力ある地域資源を活かした事業の企画・実施 ・事業の企画・実施 継続実施 					
区役所等庁舎整備推進事業 高齢化が進む区役所等庁舎について、必要な改修・補修や、効率的・効果的な整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所等庁舎の改修・補修の実施 ○庁舎機能を維持するための適切な改修・補修の実施 ・改修・補修の実施 継続実施 					事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所等庁舎の効率的・効果的な整備計画に基づく取組 ○生田出張所の建替整備 ・多摩区役所生田出張所建替基本計画の策定（H29予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧庁舎解体工事・擁壁工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・新庁舎整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎供用開始 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討と合わせた大師・田島支所庁舎の整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査結果に基づく検討・取組の推進 			

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

政策の方向性

- 社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)(2015)	現状 (H28)(2016)	目標 (H37)(2025)
市民一人ひとりの人権や平和に対する意識が高いと思う市民の割合 (市民アンケート)	20.1%	21.0%	30%以上

施策の体系

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

施策 1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価



第 1 期の主な取組状況

- さまざまな人権問題の解決や人権侵害の防止に向けて、一人ひとりの人間の尊厳が最優先される「川崎らしい」人権施策を推進しています。あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体、NPO・NGO など多様な主体との協働・連携により、人権尊重教育や人権思想の普及、人権擁護の取組を推進しています。また、平成 28（2016）年度には「第 5 次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障の取組を推進しています。
- 本市には現在約 3 万 5 千人を超える外国人市民が暮らし、今後もさらに増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざした取組を進めています。近年、人種、国籍などで排斥するいわゆるヘイトスピーチ対策を求める声が高まっていることから啓発活動を行うとともに、平成 28（2016）年 12 月に川崎市人権施策推進協議会から報告された「ヘイトスピーチ対策に関する提言」を踏まえ、インターネット上の対策や「『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の策定など具体的な取組を進めています。



施策の主な課題

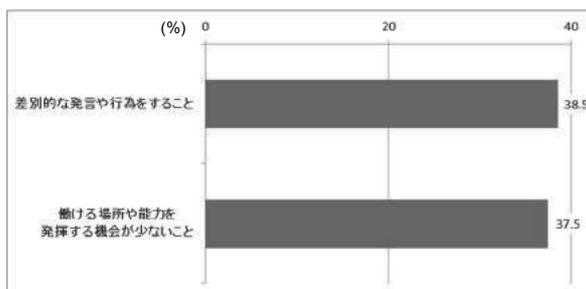
- 人権問題に関する取組を進めるとともに、多様性が尊重され、誰もが参加し活躍できる社会の実現へ向け市民の問題意識も高まってきていることから、性的マイノリティをはじめとする多様な市民の権利を尊重する取組を進める必要があります。
- 平和を脅かす世界規模の人権問題や飢餓、貧困など、新たな課題を理解することで平和を愛する心を育み、共に生きる地域社会の実現に向けた平和意識の普及を促進する必要があります。



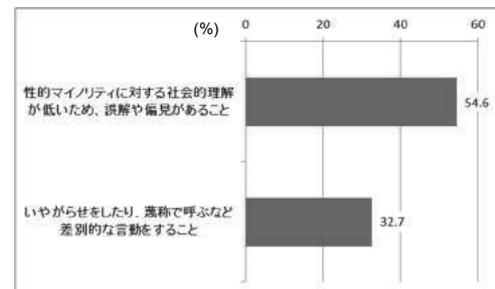
施策の方向性

- さまざまな差別をなくし、ダイバーシティ（多様性）が尊重される地域社会の実現に向けた取組の推進
- 多様な文化的背景を持つ外国人市民が共に生きる社会の実現に向けた取組の推進
- 子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組の推進
- 平和意識の更なる普及に向けた取組の推進

Q 障害のある人の人権に関する
ことで、特に問題だと思うことは？



Q 性的マイノリティの人権に関する
ことで、特に問題だと思うことは？



資料：「川崎市 人権に関する市民意識調査」（平成 28(2016)年 4 月） ※上位 2 項目を掲載



総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価



直接目標

● 平等と多様性を尊重する意識を高める



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
平等と多様性が尊重されていると 思う市民の割合 (市民アンケート)	40.6 % (平成27 (2015) 年度)	35 % (平成28 (2016) 年度)	41 % 以上 (平成29 (2017) 年度)	41 % 以上 (平成33 (2021) 年度)	41 % 以上 (平成37 (2025) 年度)
子どもの権利に関する条例の認知度 (子どもの権利に関する実態・意 識調査)	45.0% (子ども) 31.9% (大人) (平成26 (2014) 年度)	49.7% (子ども) 38.3% (大人) (平成29 (2017) 年度)	47% 以上(子ども) 33% 以上(大人) (平成29 (2017) 年度)	52% 以上(子ども) 41% 以上(大人) (平成32 (2020) 年度)	55% 以上(子ども) 44% 以上(大人) (平成35 (2023) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標					
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降	
人権関連事業 人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する川崎らしい人権施策を、平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重しながら推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的人権の尊重及び人権意識の普及に向けた取組 ・啓発・支援の実施 ・東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな啓発手法の検討 ・人権週間のイベントとしての「かわさき人権フェア」の開催 ・「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」による人権啓発活動の推進 ・性的マイノリティ理解促進に関する取組 ・拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権かわさきイニシアチブ」に基づく取組の推進 ○ 市人権施策推進協議会の運営及び答申等への対応 ・協議会の運営等 ○ 人権に関する市民意識調査の実施 ・調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権啓発冊子・物品等の配布等による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ・啓発の実施 ● 関係団体と連携・協力した個別事業対応 ○ 関係団体が開催する研修会や生活相談支援などと連携・協力した取組の推進 ・個別事業への対応 	→	→	→	
				→	→	→	→
				→	→	→	→
				→	→	→	→
同和対策事業 同和問題をはじめとする人権問題への正しい理解を図るため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権啓発冊子・物品等の配布等による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ・啓発の実施 ● 関係団体と連携・協力した個別事業対応 ○ 関係団体が開催する研修会や生活相談支援などと連携・協力した取組の推進 ・個別事業への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権啓発冊子・物品等の配布等による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ・啓発の実施 ● 関係団体と連携・協力した個別事業対応 ○ 関係団体が開催する研修会や生活相談支援などと連携・協力した取組の推進 ・個別事業への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権啓発冊子・物品等の配布等による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ・啓発の実施 ● 関係団体と連携・協力した個別事業対応 ○ 関係団体が開催する研修会や生活相談支援などと連携・協力した取組の推進 ・個別事業への対応 	→	→	→	
				→	→	→	→

事務事業名	現状		事業内容・目標													
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降										
外国人市民施策推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしている地域社会をつくるため、多文化共生社会の実現をめざします。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市多文化共生社会推進指針に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・指針に基づく取組の推進 → 継続実施 ○市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・部会の運営 → 継続実施 ●外国人市民代表者会議の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・会議の運営・提言を踏まえた取組の推進 → 継続実施 ●ヘイトスピーチ解消に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動開始 → 継続実施 ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチ対策に関する提言に基づく検討(H28) ・ガイドラインの策定(H29) ○インターネットへの差別的書き込みに対する対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対策の検討・試行(H29) ・対策の実施 → 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民意識実態調査の実施 ・代表者の募集・選考 ・代表者の募集・選考 ・適切な運用 				事業推進										
子どもの権利施策推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利に関する広報及び意識普及の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○広報資料・ホームページの活用によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進 <table border="1"> <tr> <td>H28広報資料配布部数：164,893部</td> <td>広報資料配布部数：165,500部以上</td> <td>広報資料配布部数：166,000部以上</td> <td>広報資料配布部数：166,500部以上</td> <td>広報資料配布部数：167,000部以上</td> </tr> </table> ○講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進 <table border="1"> <tr> <td>H28講師派遣事業参加者数：858人</td> <td>講師派遣事業参加者数：900人以上</td> <td>講師派遣事業参加者数：950人以上</td> <td>講師派遣事業参加者数：1,000人以上</td> <td>講師派遣事業参加者数：1,050人以上</td> </tr> </table> ●「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次行動計画に基づく取組の推進 ・第5次行動計画に基づく取組の推進 ・第6次行動計画の策定 ・第6次行動計画に基づく取組の推進 ●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施 ・調査実施 	H28広報資料配布部数：164,893部	広報資料配布部数：165,500部以上	広報資料配布部数：166,000部以上	広報資料配布部数：166,500部以上	広報資料配布部数：167,000部以上	H28講師派遣事業参加者数：858人	講師派遣事業参加者数：900人以上	講師派遣事業参加者数：950人以上	講師派遣事業参加者数：1,000人以上	講師派遣事業参加者数：1,050人以上					事業推進
H28広報資料配布部数：164,893部	広報資料配布部数：165,500部以上	広報資料配布部数：166,000部以上	広報資料配布部数：166,500部以上	広報資料配布部数：167,000部以上												
H28講師派遣事業参加者数：858人	講師派遣事業参加者数：900人以上	講師派遣事業参加者数：950人以上	講師派遣事業参加者数：1,000人以上	講師派遣事業参加者数：1,050人以上												
人権オンズパーソン運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談に対する助言及び支援 → 継続実施 ○救済申立てに関する調査・調整等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・調整等の実施 → 継続実施 ○相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンズパーソンの運営状況の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発の実施等 → 継続実施 ○市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 → 継続実施 					事業推進										
平和意識普及推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意識の普及に向けた取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ○国内外の自治体と連帯・連携した「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識普及に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発の実施 → 継続実施 ○「原爆の日」の平和祈念の取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の実施 → 継続実施 ○平和な地域社会の実現に向けた「平和を語る市民のつどい」の開催 <table border="1"> <tr> <td>H28参加者数：250人</td> <td>参加者数：250人</td> <td>参加者数：250人</td> <td>参加者数：250人</td> <td>参加者数：250人</td> </tr> </table> 	H28参加者数：250人	参加者数：250人	参加者数：250人	参加者数：250人	参加者数：250人					事業推進					
H28参加者数：250人	参加者数：250人	参加者数：250人	参加者数：250人	参加者数：250人												

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状		事業内容・目標			
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
平和館管理運営事業 原爆や川崎大空襲など、戦争の被害等を後世に伝え、平和の大切さと平和を尊重する意識向上に向け、「平和館」を運営します。	● 平和意識の普及に向けた取組及び支援					
	○ 原爆や川崎大空襲など、戦争を後世に伝えるための展示及び企画展の開催					
	H28入館者数： 約54,811人	入館者数： 52,000人以上	入館者数： 53,000人以上	入館者数： 54,000人以上	入館者数： 55,000人以上	→ 事業推進
	○ 戦争以外の平和の実現を阻む人権・飢餓・環境問題などの企画展等の開催					
	・企画展等の開催	継続実施				→
	○ 親子を対象とした「親子で来て・見て・考える平和推進事業」の実施					
	・事業の実施	継続実施				→
	○ 館外での平和啓発を推進する「巡回平和展」の全区開催					
	・巡回平和展の開催	継続実施				→
	○ 平和問題の研究調査や戦争に関する資料の収集及び整理					
・調査等の実施	継続実施				→	
○ 平和意識の向上をめざした市民活動の支援						
・支援の実施	継続実施				→	

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進



第 1 期の主な取組状況

- 男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、職場・学校・家庭・地域など、あらゆる分野で性別に関わりなく個性と能力を発揮し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、男女平等に関する普及活動を推進しています。
- 平成 27（2015）年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、第 4 期男女平等推進行動計画の策定に向けて検討を進めています。



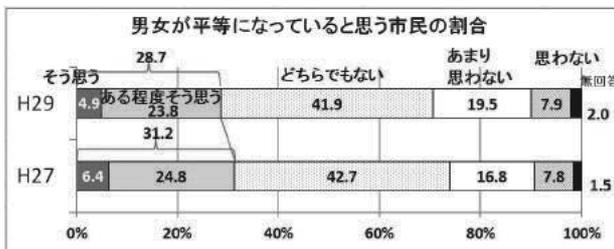
施策の主な課題

- 職業生活における女性の活躍推進については、女性の労働力率（15 歳以上の人口における労働力人口の割合）を年齢階級別に見ると、結婚・出産・育児期にあたる年代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる M 字カーブを描いていることなどを踏まえ、「職業生活と育児・介護など家庭生活の両立」や、「職業生活における女性の力の十分な発揮」、「企業における取組の推進」などに取り組む必要があります。
- DV（配偶者等からの暴力）など人権を著しく侵害する暴力を未然に防ぎ、被害者に対する迅速で適切な支援が求められています。

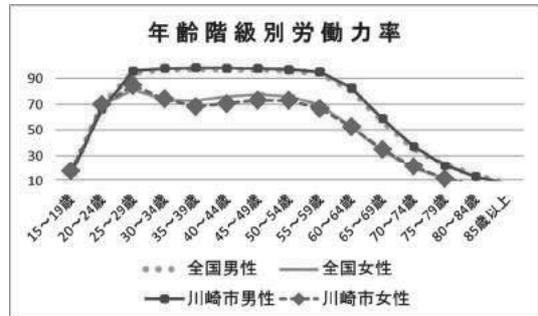


施策の方向性

- 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進
- 働く場における男女共同参画の推進に向けた取組の充実
- 地域で生き生きと暮らすための男女共同参画の推進



資料：平成 28(2016)年度かわさき市民アンケート



資料：平成 27(2015)年 国勢調査



直接目標

性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える



主な成果指標

名称 (指標の出自)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
男女が平等になっていると思う市民の割合 (市民アンケート)	31.2 % (平成27 (2015) 年度)	28.7 % (平成28 (2016) 年度)	33 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上 (平成33 (2021) 年度)	33 %以上 (平成37 (2025) 年度)
市の審議会等委員に占める女性の割合 (市民文化局調べ)	31.5 % (平成26 (2014) 年度)	31.3 % (平成28 (2016) 年度)	37 %以上 (平成29 (2017) 年度)	40 %以上 (平成33 (2021) 年度)	40 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標					
	現 状 平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
男女平等推進事業 女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等意識の普及活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進週間」における男女平等に関する広報の実施 ・広報の実施 継続実施 ○産業、教育、地域等のさまざまな分野で活動する民間団体等で構成する「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」と合同での「男女平等かわさきフォーラム」の開催 H28参加者数：150 参加者数：160人 参加者数：160人 参加者数：165人 参加者数：165人 ○すくらむネット21における情報や活動成果の共有 ・情報共有 継続実施 					事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●「DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○市内専門学校や大学におけるデートDV予防啓発講座の開催 H29開催回数：5回 開催回数：5回 開催回数：5回 開催回数：5回 開催回数：5回 ○DV防止に向けた広報・啓発活動の推進 ・啓発活動等 継続実施 ●男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○国の男女共同参画基本計画などを踏まえた本市の取組の推進 ・第4期計画策定 (H29) ・第4期計画に基づく取組 ○企業における女性活躍に関する取組の促進に向けた支援策等の推進 ・企業を対象とした認証制度の検討 ・企業を対象とした認証制度の運用 					
男女共同参画センター管理運営事業 性別に関わりなく男女があらゆる分野で力を発揮できるよう、男女平等の意識啓発、相談、情報提供、調査研究など男女共同参画を推進する拠点として「男女共同参画センター」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会の形成に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ○男女のさまざまな悩みに関する相談や女性の再就職・就労継続等に関する相談・支援 ・相談・支援の実施 継続実施 ○男女共同参画に関する調査研究 ・調査研究 継続実施 ○男女共同参画に関する各種講座や研修会の実施 H28参加者数：2,819人 参加者数：2,800人以上 参加者数：2,800人以上 参加者数：2,800人以上 参加者数：2,800人以上 ○ホームページや広報物の活用による情報提供の実施 ・情報提供の実施 継続実施 					事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の長寿命化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設の改修・補修の実施 継続実施 					

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価